

5. サービス産業消費喚起事業（Go To キャンペーン事業）（特定）

農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁

検査の背景

- ✓ 令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、**観光需要等が大きく減少**
- ✓ 政府は、売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象に消費を喚起し、また、商店街等に賑わいを回復するためのキャンペーン実施を支援するために、**Go To キャンペーン事業（トラベル事業、イート事業、イベント事業、商店街事業）を実施**

検査の状況

- ✓ **2年度の予算現額2兆7470億円のうち支出済額は9431億円（執行率34.3%）**。政府は、今後の事業再開を視野に、**予算の多く（1兆8039億円）を3年度に繰り越す**とともに事業期間を延長
- ✓ 農林水産省は、事務局としての業務において、イート事業に係る64事業者との委託契約について、3年3月末までに変更契約を締結したとする144件のうち**85件は、同年7月の会計実地検査時点においても変更契約書を未作成**
- ✓ 観光庁がトラベル事務局に支払った給付金6212億円と、トラベル事務局が旅行者等及び地域共通クーポン取扱店舗に支払った給付金6207億円との**差額の4億円は、3年9月末時点でもトラベル事務局が受領したまま**
- ✓ 観光庁及びトラベル事務局が審査を行ったところ、トラベル事業の対象とならない旅行商品が83件(3年6月24日時点)旅行者等に予約取消等の連絡をしない「ノーショー」に係る地域共通クーポン利用額は2114万円(3年3月末時点)
- ✓ 観光庁は、旅行者等に支払った**取消料対応費用について、旅行者等から宿泊事業者や観光関連事業者にどのように配分されているかなどについて全く把握していなかった**

所見

- ✓ 4省庁は、今後Go To キャンペーン事業を再開する場合には、各事業の目的に照らした効果が最大限発揮されるよう努めたり、今後同種の事業を実施する際に備えて知見を蓄積したりなどすることに留意して、適切に事業を実施
- ✓ 農林水産省は、今後イート事業と同種の事業を実施する際には、同省が事業全体を統括する業務を直接実施することは、委託費の抑制等の効果があり得る一方、今般、同省が行う業務が繁忙となったことなどの面も踏まえて、**業務を適正かつ効率的に実施できる実施方法及び実施体制について検討**
- ✓ 観光庁は、トラベル事務局が、観光庁から受領した給付金と、旅行者等及び地域共通クーポン取扱店舗に支払った給付金との差額を受領したままになっていることを踏まえて、**このような場合における給付金の取扱いを定めること**
- ✓ 観光庁は、**旅行者等に割り振られる給付枠、旅行代金の割引率及びトラベル事業の対象とする旅行商品の基準・考え方を適切に設定**したり、地域共通クーポンの不正使用の事態を踏まえた上での**給付金の支払の体制を整備**するよう努めたりすること
- ✓ 観光庁は、旅行者等に支払われた取消料対応費用について、**影響を受けた観光関連事業者間で適切に配分されたか把握した上で検証**を行うこと

5.サービス産業消費喚起事業（Go To キャンペーン事業）（特定）

農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁

Go To キャンペーン事業

・令和2年度予算現額2兆7470億円

うち支出済額は計9431億円

（執行率34.3%）

・令和3年度への繰越し

計1兆8039億円

Go To キャンペーン事業	令和2年度支出済額(万円)	執行率(%)	事業全体を統括する事務局の委託先	再委託費率(3年3月末時点)
トラベル事業【観光庁】	8191億2070	34.6	ツーリズム産業共同提案体(トラベル事務局)	19.2%
イート事業【農林水産省】	1168億8551	46.4	—	—
イベント事業【経済産業省】	67億2875	5.6	株式会社博報堂(イベント事務局)	64.4%
商店街事業【中小企業庁】	3億9470	4.8	ひとまちみらい商店街振興コンソーシアム(商店街事務局)	8.6%

Go To キャンペーン事業を実施する事務局の公募等

当初、4つの事業を1つの事務局に委託することとしていたときは、委託費の上限額は3095億円とされており、高額ではないかなどの議論

→ 4省庁が事業ごとに委託先を選定することとした結果、

4省庁における委託費の上限額は計2928億円（当初より166億円減※）

※農林水産省がイート事業全体を統括する事務局を設けず、

その業務を本省において行っていたことによる

(Go To Eatキャンペーン準備室の人員は、9人→最大20人まで増員)

農林水産省

検査の状況

農林水産省は、64事業者との委託契約について、3年3月までに144件の変更契約を締結したとしていたが、事業者が多いこと、契約変更の内容及び回数が事業者により異なることなどから確認等に時間を要したとして、同年7月においても144件のうち85件については、**変更契約書を作成していなかった**

所見

農林水産省は、今後イート事業と同種の事業を実施する際には、同省が事業全体を統括する業務を直接実施することは、委託費を抑制できるなどの効果があり得る一方、今般、委託契約の件数が多いことなどから同省が行う業務が繁忙となったことなどの面があることも踏まえて、**業務を適正かつ効率的に実施できる実施方法及び実施体制について検討すること**

5. サービス産業消費喚起事業（Go To キャンペーン事業）（特定）

農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁

給付金の支払等

観光庁は、トラベル事務局を通じて、旅行者等及び地域共通クーポン取扱店舗に対して給付金を支払



検査の状況



差額（4億円）

- ・ トラベル事務局が受領したままになっている差額は、事務局が、旅行者を代理して受領後、同一の旅行に係る給付金を誤って重複申請し支払を受けたことが発覚したことによるもの
- ・ 旅行者等及び地域共通クーポン取扱店舗に対して**支払う見込みがない差額は速やかに解消される必要**

所見

観光庁は、同庁がトラベル事務局に支払った給付金と、トラベル事務局が旅行者等及び地域共通クーポン取扱店舗に支払った給付金との差額をトラベル事務局が受領したままになっていることを踏まえて、**このような場合における給付金の取扱いを定めること**

トラベル事業の支援対象を明確化するための**明確化基準**

(2年10月30日公表)

- ・ 観光を主な目的としていること
- ・ 旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと など

地域共通クーポン

- ・ 電子のクーポンは、宿泊予定日15時以降であれば、宿泊手続前でも利用可能



検査の状況

- ・ 観光庁及びトラベル事務局が審査したところ、明確化基準に抵触するなど**トラベル事業の対象とならない旅行商品が83件（3年6月24日時点）**
- ・ 旅行者等に予約取消等の連絡をすることなく宿泊施設に現れない「ノーショー」であるのに、宿泊予定日に電子のクーポンを利用するとの事態
(クーポン利用額2114万円(3年3月末時点))

所見

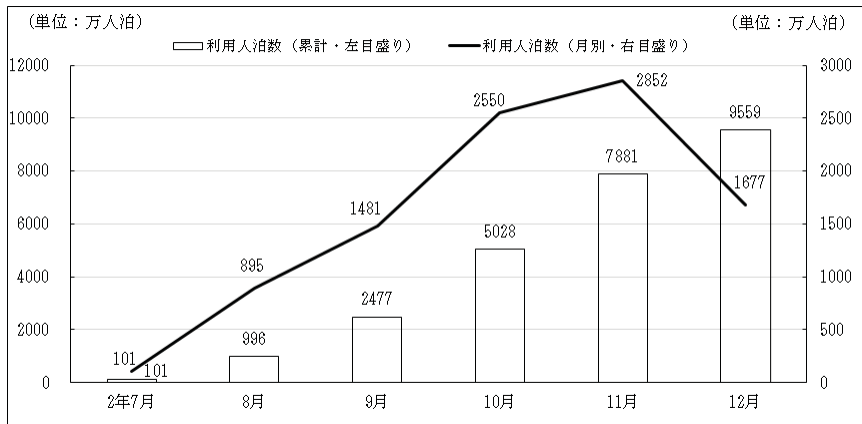
観光庁は、**旅行者等に割り振られる給付枠、旅行代金の割引率及びトラベル事業の対象とする旅行商品の基準・考え方を適切に設定したり、地域共通クーポンの不正利用の事態を踏まえた上での給付金の支払の体制を整備するよう努めたりすること**

5.サービス産業消費喚起事業（Go To キャンペーン事業）（特定）

農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁

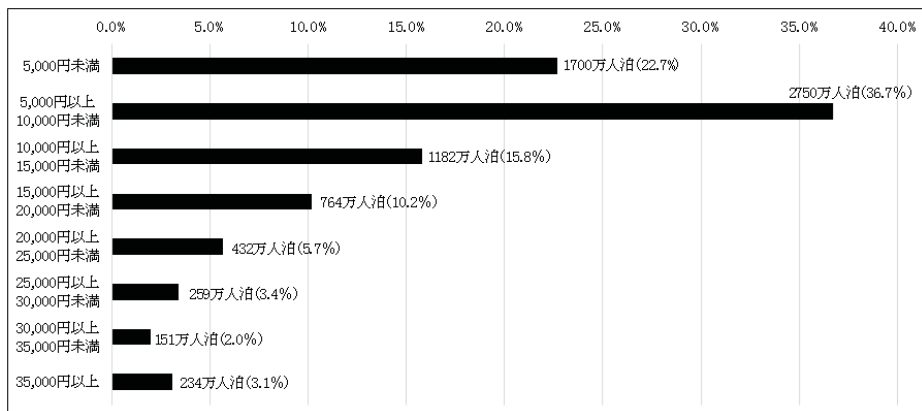
宿泊割引に係る地域別、価格帯別の利用状況等(令和2年7月～12月)

図1 月別の利用人数



トラベル事務局からトラベル事業の利用人数、旅行代金の割引額等に係るシステムに入力されたデータ(3年7月時点)の提出を受けて分析

図2 旅行代金に係る利用価格帯の分布



(注) トラベル事務局において、旅行者等への支払が完了していないものを含み、データの内容を精査中のものは含まない(図1～4)。各月の利用人数は、旅行開始日が属する月で集計している(図1)。括弧書きは、全体に対する割合である(図2～4)。複数の都道府県を目的地とする旅行については、初日の宿泊地が属する都道府県を目的地とし、複数人で旅行した場合の旅行者の居住地は、代表者の居住地としている(図3、4)

図3 旅行の目的地別及び旅行者の居住地別の利用人数

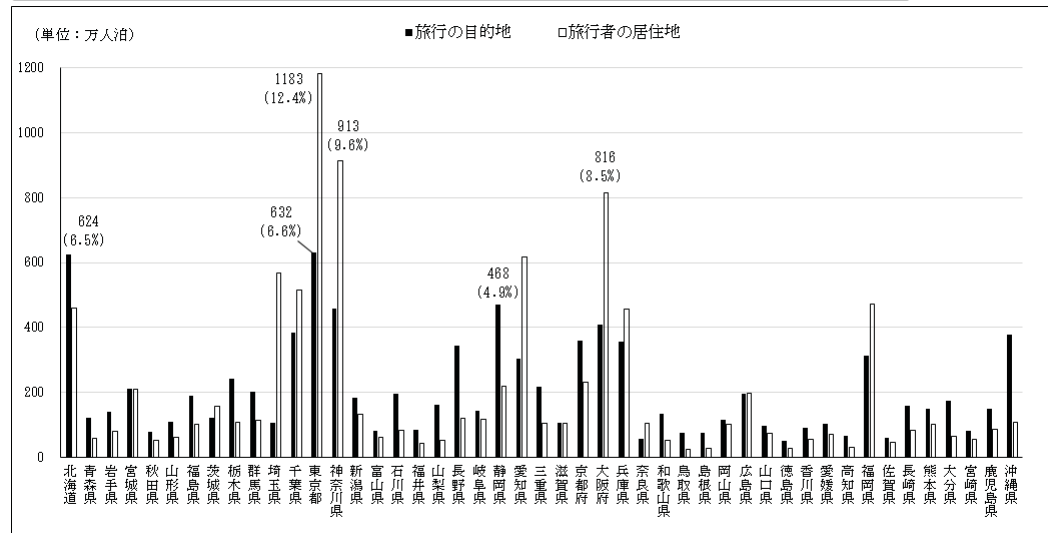
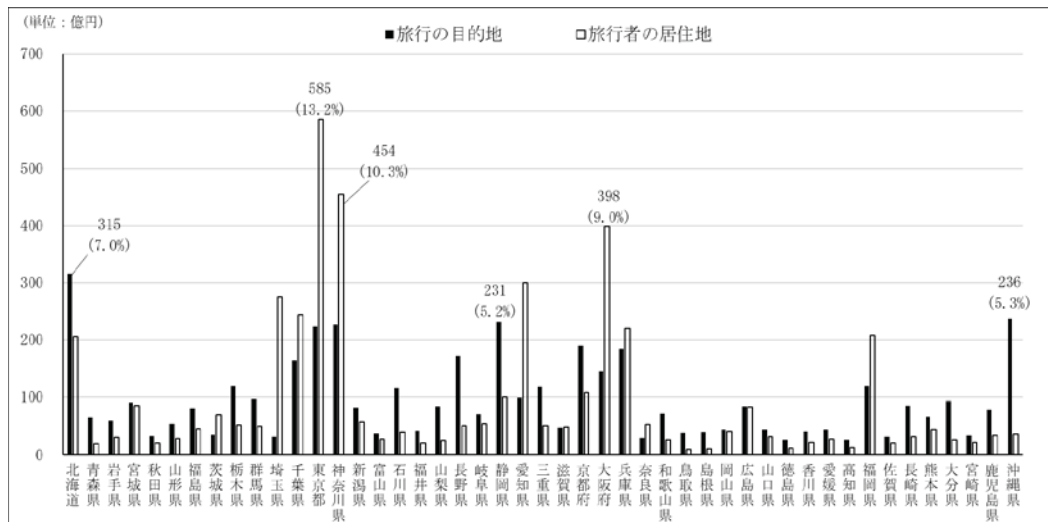


図4 旅行の目的地別及び旅行者の居住地別の割引額



5. サービス産業消費喚起事業（Go To キャンペーン事業）（特定）

農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁

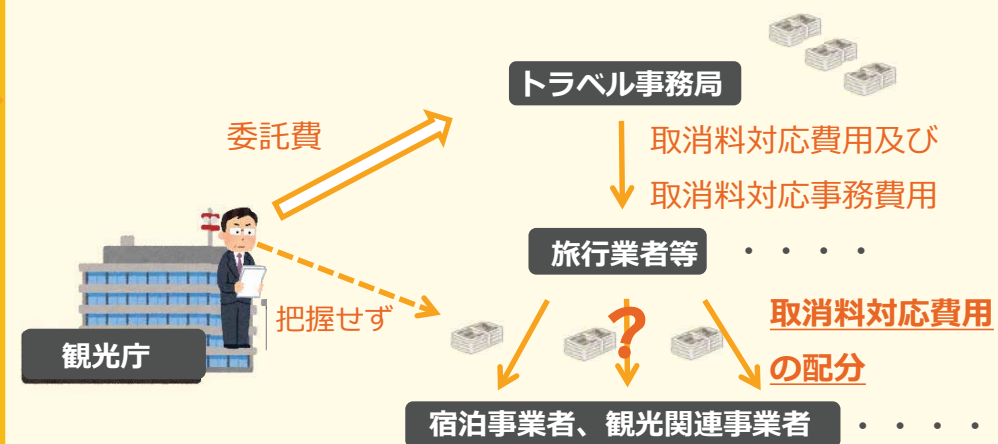
取消料対応費用の観光関連事業者間における配分

- 5都市に係る旅行、年末年始の全国に係る旅行及び緊急事態宣言に伴う全国に係る旅行についての一時的措置等に伴い、**トラベル事務局が3年2月から7月までに旅行者等に対して支払った取消料対応費用は、1157億円**
- 観光庁は、上記の取消料対応費用は、**影響を受けた全ての観光関連事業者間で公平に配分されるべき**であるとして、旅行者に対し、宿泊事業者等への公平な配分を要請
- 観光庁は、配分作業に係る事業者間の調整等の**事務費用相当額を取消料対応事務費用として、トラベル事務局に対して、3年3月末までに115億円を支払**
トラベル事務局は、取消料対応事務費用として、**旅行者等に対して、3年7月までに81億円を支払**



検査の状況

観光庁は、旅行者等に支払われた取消料対応費用（1157億円）が、旅行者等から宿泊事業者や観光関連事業者に**どのように配分されているかなどについて全く把握していなかった**



所見

観光庁は、旅行者等に支払われた取消料対応費用について、影響を受けた観光関連事業者間で公平に配分されるべきであることに加えて、旅行者等が行う配分作業等に伴う事務費用を支払っていることに鑑みて、**適切に配分されたか把握した上で検証**を行うこと